

送配電等業務に係る公平性確保に関する規程

制 定 2020年4月1日 2020規程第21号

最終改正 2024年6月26日 2020規程第21号-4

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、一般送配電事業者である関西電力送配電株式会社（以下、「関西電力送配電」という。）に課せられる行為規制についての基本的事項を定めることにより、送配電等業務に係る電気供給事業者間の公平性確保を目的とする。

(適用対象)

第2条 この規程は、取締役、従業者（執行役員および従業員）に適用する。

(用語の定義)

第3条 この規程における用語の定義は、次の各号のとおりとする。

- (1) 「託送供給等業務」とは、接続供給、振替供給および電力量調整供給に係る業務をいう。
- (2) 「送配電等業務」とは、託送供給等業務その他の変電、送電および配電に係る業務をいう。
- (3) 「特定送配電等業務」とは、非公開情報を入手することができる業務または送配電等業務のうち小売電気事業、発電事業または特定卸供給事業に係る業務運営上の決定に影響を及ぼし得る業務をいう。
- (4) 「小売電気業務」とは、電気の販売営業活動および小売契約等の小売電気事業に係る業務ならびに卸電力市場において供給力の調達・販売を行うトレーディング業務をいう。
- (5) 「発電業務」とは、発電設備に係る計画・工事・保守・運用等の発電事業に係る業務をいう。
- (6) 「特定卸供給業務」とは、電気の供給能力を有する者（発電事業者を除く）から集約した電気を、小売電気事業者、一般送配電事業者、配電事業者または特定送配電事業者に供給する特定卸供給事業に係る業務をいう。
- (7) 「託送関連情報」とは、託送供給等業務に関して知り得た他の電気供給事業者に関する公表されていない情報およびその電気の使用者に関する公表されていない情報であって、他の小売電気事業者、発電事業者または特定卸供給事業者が知り得た場合に

当該事業者の行動に影響を及ぼし得る情報をいう。

- (8) 「非公開情報」とは、託送供給等業務に関する公表されていない情報であって、小売電気事業、発電事業または特定卸供給事業に影響を及ぼし得るものをいう。
- (9) 「特定関係事業者」とは、関西電力株式会社およびそれ以外の関西電力グループ内の小売電気事業者、発電事業者または特定卸供給事業者をいう。
- (10) 「特殊の関係のある者」とは、特定関係事業者の子会社および関連会社をいう。
- (11) 「重要な役割を担う従業者」とは、小売電気事業、発電事業または特定卸供給事業の業務の運営における重要な決定に参画する管理的地位にある従業者をいう。
- (12) 「契約者」とは、託送供給等約款において定義された契約者、発電契約者、需要抑制契約者をいう。

第2章 禁止行為

(情報の目的外利用の禁止)

第4条 託送関連情報を、託送供給等業務の用に供する目的以外の目的のために利用してはならない。

(差別的取扱いの禁止)

第5条 送配電等業務において、特定の電気供給事業者およびその電気の利用者に対し、不当に優先的な取扱いをし、もしくは利益を与え、または不当に不利な扱いをし、もしくは不利益を与える行為をしてはならない。

(小売電気、発電または特定卸供給業務の禁止)

第6条 取締役および従業者は、小売電気、発電または特定卸供給業務を行ってはならない。ただし、供給設備の事故や非常災害時等における復旧に係る業務、小規模事業所や休日・夜間における業務、山間部等における水力発電所等の業務を受託して行うことができる。

(商号・商標に関する規律)

第7条 特定関係事業者と同一であると誤認されるおそれのある商号・商標を用いてはならない。ただし、関西電力送配電の商号・商標と関西電力グループの商標を並記する場合または容易に視認できない場所に刻印もしくは表示する場合については、この限りではない。

(広告・宣伝等に関する規律)

第8条 特定関係事業者に対する需要家、取引先その他の利害関係者の評価を高めることに資する広告・宣伝その他の営業行為を行ってはならない。

(業務の委託に関する規律)

第9条 送配電等業務を特定関係事業者または当該特定関係事業者の子会社に委託してはならない。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りではない。

- (1) 災害その他非常の場合において、やむを得ず一時的に委託する場合
 - (2) 関西電力送配電の子会社に委託する場合
 - (3) 次に掲げる場合のいずれにも該当しない場合
 - a. 非公開情報を取り扱う業務を委託する場合
 - b. 小売電気事業、発電事業または特定卸供給事業に影響を及ぼし得る業務を委託する場合であって、受託者の裁量の余地がある場合
 - c. 受託者を公募することなく業務を委託することが、合理的理由を欠く場合
- 2 最終保障供給の業務を公募することなく特定関係事業者へ委託してはならない。ただし、災害その他非常の場合において、やむを得ず一時的に委託する場合は、この限りではない。

(業務の受託に関する規律)

第10条 小売電気、発電または特定卸供給業務を受託してはならない。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りではない。

- (1) 災害その他非常の場合において、やむを得ず一時的に受託する場合
- (2) 業務を受託するか否かの判断および受託に係る業務が、特定の電気供給事業者に対し、不当に優先的な取扱いをし、もしくは利益を与え、または不当に不利な扱いをし、もしくは不利益を与えることができない場合

(グループ内での取引に関する規律)

第11条 通常の実取引の条件と異なる条件であって電気供給事業者間の適正な競争関係を阻害するおそれのある条件で、特定関係事業者および特殊の関係のある者と取引を行ってはならない。

(兼職の制限)

第12条 取締役は特定関係事業者の取締役等または従業者との兼職を、従業者は特定関係事業者の取締役等との兼職を行ってはならない。

- 2 特定関係事業者の小売電気・発電・特定卸供給事業の業務の運営において重要な役割を担う従業者を、特定送配電等業務に従事させてはならない。

- 3 特定関係事業者と兼職する者がいる場合は、事前に電力・ガス取引監視等委員会に説明するとともに、対外的にも公表する。

(人事異動の制限、異動後の扱い)

- 第13条 取締役については、2年間を経過せずに特定関係事業者の取締役ならびに特定関係事業者の小売電気・特定卸供給業務の実施箇所および電源開発計画の策定箇所への人事異動を行ってはならない。
- 2 従業者については、情報連絡窓口、調整力の調達箇所および基幹系統の計画策定箇所から、特定関係事業者の取締役ならびに小売電気・特定卸供給業務の実施箇所および電源開発計画の策定箇所への直接の人事異動を行ってはならない。
 - 3 託送供給等業務を行う者の行為については、その職を離れた後も第19条1項の定めを準用する。

第3章 体制の整備等

(物理的隔絶、入室制限)

- 第14条 関西電力送配電の業務を行う室と特定関係事業者の業務を行う室とは、物理的に隔絶し、入室制限を行う。

(非公開情報の管理の用に供するシステム)

- 第15条 非公開情報の管理の用に供するシステムは非公開情報へのアクセス者の識別、内容および日時を記録する措置を講じ、その記録を5年間保存する。
- 2 前項のシステムは、特定関係事業者と共用しないものとする。
 - 3 前項については、2024年4月1日時点において特定関係事業者と共用していないものとするための措置を完了していないシステムは除く。ただし、当該措置を適切に完了するために必要と認められる期間に限る。

(情報管理責任者、法令遵守責任者)

- 第16条 情報管理責任者は業務全般を委嘱された取締役、法令遵守責任者は社長がこれにあたる。
- 2 情報管理責任者は、情報の目的外利用の禁止に係る教育および規程の遵守状況の管理を行う。
 - 3 法令遵守責任者は、行為規制遵守計画を策定し、実施する。

(情報連絡窓口)

第 17 条 契約者との情報連絡窓口は、ネットワークサービスセンターおよび中央給電指令所（基幹系統給電所を含む。）とする。

（情報の管理）

第 18 条 託送関連情報が記された書類・電子情報等は、その所管箇所において厳正に管理する。

- 2 託送供給等業務を行う者は、託送関連情報が記された書類・電子情報等を厳重に保管し、関西電力送配電から特定関係事業者への託送関連情報の提供および両社間の託送関連情報の共有（共通サーバのアクセス等）等を厳正に管理する。

（守秘義務）

第 19 条 託送供給等業務を行う者は、託送関連情報を当該業務の用に供する目的以外の目的のために、他の者に提供してはならない。

- 2 託送供給等業務を行わない者は、託送供給等業務を行う者に託送関連情報の提供を要求してはならない。
- 3 前 2 項の場合において、事故時の迅速な応急復旧に対応するために必要な情報、法令上提出が義務付けられている情報、他の者に提供することについて電気供給事業者およびその電気の利用者の同意を得た情報、ならびに関係省庁の許可を得た情報は、この限りでない

（名称の符号化）

第 20 条 託送関連情報の提供に際しては、電気供給事業者の名称を符号化する。ただし、給電・系統運用上、工事実施上または設備運用・保守上符号化が適当でない場合ならびに他の電気供給事業者およびその電気の利用者と取り交わす文書を作成する場合を除く。

（取引および連絡調整の経緯等の記録の保存）

第 21 条 託送供給等業務における小売電気事業者、発電事業者または特定卸供給事業者との取引およびその他の連絡・調整（軽微なものを除く）の内容および経緯を記録し、5 年間保存する。

（長の責務）

第 22 条 各部の長、地域統括機関の長および業務機関の長は、この規程の徹底、公平性確保に関する教育等を行い、従業者の送配電等業務に係る公平性確保の意識の高揚、維持を図らなければならない。

(管理部門)

第 23 条 電気事業法施行規則第 33 条の 15 第 6 項で定める「管理部門」はコンプライアンス推進本部とする。

(独立した監視部門)

第 24 条 電気事業法施行規則第 33 条の 15 第 15 項および第 16 項で定める「監視部門」は経営監査部とする。

(監査等の実施)

第 25 条 経営監査部長は、情報の目的外利用の禁止に係る規程の遵守状況ならびに法令遵守状況を監視し、その結果を取締役会その他の業務執行を決定する機関に報告する。

2 前項の監視を実施するにあたり、高度な専門的知見を要する監視については、必要に応じて外部専門家を活用する。

(経済産業大臣への報告)

第 26 条 関西電力送配電は、毎年、体制整備状況を経済産業大臣へ報告する。